社会福祉法人 杏園福祉会　行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

１．計画期間　令和７年10月１日～令和１２年９月30日まで

２．内容

目標１：男女の賃金差異について、男性職員に対して女性職員の賃金を９０％以上にする

＜対策＞

令和 ７年10月～　男女の賃金の差異を把握する
令和 ８年 ４月～　賃金差異に関するデータを公開し、法人内で取り組みを促進する
令和 ９年10月～　評価で、男女で異なる取扱いをしていないかを把握する
令和10年10月～　職務内容に基づいて賃金を見直して決定する

目標２：男性職員による育児休業の取得割合を６０％以上にする

＜対策＞

令和７年10月～　男性も育児休業を取得できることを周知する
令和８年 ４月～　法人内イントラネットによる職員へ働きかけを行う

目標３：育児休業等と育児目的休暇の取得割合を８０％以上にする

＜対策＞

令和７年10月～　男性の育児目的休暇の取得ついて周知して、子の看護休暇の取得を促進する
令和８年 ４月～　法人内イントラネットによる職員へ働きかけを行う

目標４：1か月あたりの職員の平均残業時間を7時間以下にする

＜対策＞

令和７年10月～　１か月あたりの職員の平均残業時間を把握する
令和８年４月～　各部門で不要な業務の洗い出しと削減、業務手順の見直しを行う
令和10年10月～ 法人内イントラネットで各部門の残業時間を公開し、職員各自が残業時間を意識するようにする